

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月7日(2021.10.7)

【公開番号】特開2019-154625(P2019-154625A)

【公開日】令和1年9月19日(2019.9.19)

【年通号数】公開・登録公報2019-038

【出願番号】特願2018-42926(P2018-42926)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 5/04 5 1 7

A 6 3 F 5/04 5 1 2 C

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月24日(2021.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも基板を保護する保護部材を備える遊技機であって、

前記保護部材は、前記基板の前面側に位置する第1構成部材と、前記基板の後面側に位置する第2構成部材を有し、

前記基板には、前記第1構成部材または前記第2構成部材への取付に用いる第1貫通孔と第2貫通孔とが形成され、

前記第1貫通孔と前記第2貫通孔の周囲には、取付に関わる作業者が視認可能な識別部が設けられ、

前記第1貫通孔の周囲に設けられる第1の識別部と、前記第2貫通孔の周囲に設けられる第2の識別部は、異なる態様とされる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

ところで、遊技機に備える各種基板には、基板ボックスに収容されているものもあるため、基板を基板ボックスに収容するための作業を行う必要があり、作業効率の向上が求められていた。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、作業効率の向上に寄与することができる遊技機を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(解決手段)

少なくとも基板を保護する保護部材を備える遊技機であって、前記保護部材は、前記基板の前面側に位置する第1構成部材と、前記基板の後面側に位置する第2構成部材を有し、前記基板には、前記第1構成部材または前記第2構成部材への取付に用いる第1貫通孔と第2貫通孔とが形成され、前記第1貫通孔と前記第2貫通孔の周囲には、取付に関わる作業者が視認可能な識別部が設けられ、前記第1貫通孔の周囲に設けられる第1の識別部と、前記第2貫通孔の周囲に設けられる第2の識別部は、異なる態様とされることを特徴とする遊技機。

また、本発明とは別の発明として、以下の手段を参考的に開示する。

(解決手段1)

電子部品が実装される基板を備える遊技機であって、前記基板の表面側を覆うように配置される導電性の第1シールド板と、前記基板の裏面側を覆うように配置される導電性の第2シールド板と、前記基板の裏面側のグランドと前記第2シールド板とを電気的に接続する第1接続部と、前記第1シールド板と前記第2シールド板とを電気的に接続する第2接続部と、を有することを特徴とする遊技機。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明の遊技機においては、作業効率の向上に寄与することができる。